

第 10 次 山梨県交通安全計画

(平成28年度～平成32年度)

交通事故のない社会を目指して

山梨県交通安全対策会議

ま え が き

山梨県では、陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和46年度以降、9次にわたる山梨県交通安全計画を作成し、県、市町村、関係機関・団体が一体となり交通安全対策を強力に実施してきました。

その結果、交通事故による死者数は、第9次交通安全計画最終年の平成27年には33人と、統計史上最悪を記録した昭和44年の227人の7分の1近くにまで減少しました。

これは、長年にわたり県、市町村、関係機関・団体はもとより、県民一人ひとりが交通安全に対して積極的に取り組んできた成果でもあります。

しかしながら、最近の交通事故発生状況を見ると、交通死亡事故に占める高齢者の割合が高くなり、二輪車による交通死亡事故が増加するなど新たな課題も生じています。また、人口10万人あたりの飲酒運転による事故発生率が全国平均を大幅に上回るなど、本県の交通安全をめぐる諸情勢は依然として憂慮すべき状況にあります。

国は第10次交通安全基本計画で、「平成32年までに、24時間死者数を2,500人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。」とし、また、年間の死傷者数についても、50万人以下とする目標を設定しました。

県におきましても、これを踏まえ本県の状況を考慮した目標を定め、その達成に向け積極的かつ着実に施策を展開していくことが極めて重要と考えています。

県民の皆様を交通事故から守り、安全・安心な社会を実現するためには、行政をはじめ関係機関、団体が連携を図る中で、道路交通環境の整備や、道路交通秩序を維持するための取締り、交通安全思想の普及徹底など、ハード・ソフト両面からの多岐にわたる取り組みを展開する必要があります。

また、高齢化が急速に進展するなど社会情勢が大きく変化する中、交通事故件数、交通事故による死者数を更に減少させるためには、県民一人ひとりの交通安全に対する意識を高め、県を挙げて交通安全に取り組む気運を醸成することも重要です。

この第10次山梨県交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指すという観点に立ち、平成28年度から平成32年度までの5年間に、山梨県において講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであります。この計画に基づき県、市町村、関係機関・団体が連携し、県民参加のもと、地域の交通実態に即した効果的な交通安全施策を推進していきます。

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第10次山梨県交通安全計画施策体系図 | 1 |
| 計画策定の考え方 | 3 |
| 第1章 道路交通の安全 | 6 |
| 第1節 道路交通事故のない社会を目指して | 6 |
| 第2節 道路交通安全についての目標 | 7 |
| 1 道路交通事故の現状と今後の見通し | 7 |
| (1) 道路交通事故の現状 | 7 |
| (2) 道路交通を取り巻く状況の展望 | 11 |
| 2 交通安全計画における目標 | 12 |
| 第3節 道路交通安全についての対策 | 13 |
| 1 今後の道路交通安全対策を考える視点 | 13 |
| (1) 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象 | 13 |
| (2) 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項 | 15 |
| 2 講じようとする施策 | 17 |
| 【第10次計画における重点施策及び新規施策】 | 17 |
| 【施策体系】 | 19 |
| 【施策の内容】 | 25 |
| (1) 道路交通環境の整備 | 25 |
| (2) 交通安全思想の普及徹底 | 43 |
| (3) 安全運転の確保 | 55 |
| (4) 車両の安全性の確保 | 63 |
| (5) 道路交通秩序の維持 | 69 |
| (6) 救助・救急活動の充実 | 73 |
| (7) 被害者支援の充実と推進 | 77 |
| (8) 研究開発及び調査研究の充実 | 81 |
| 第2章 鉄道交通の安全 | 86 |
| 第1節 鉄道事故のない社会を目指して | 86 |
| 1 鉄道事故の状況等 | 86 |
| (1) 鉄道事故の状況 | 86 |
| (2) 近年の運転事故の特徴 | 86 |
| 2 交通安全計画における目標 | 86 |
| 第2節 鉄道交通の安全についての対策 | 87 |
| 1 今後の鉄道交通安全対策を考える視点 | 87 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 2 講じようとする施策 | 8 7 |
| 【第10次計画における重点施策及び新規施策】 | 8 7 |
| 【施策体系】 | 8 8 |
| 【施策の内容】 | 8 8 |
| (1) 鉄道交通環境の整備 | 8 8 |
| (2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及 | 8 9 |
| (3) 鉄道の安全な運行の確保 | 8 9 |
| (4) 鉄道車両の安全性の確保 | 9 1 |
| (5) 救助・救急活動の充実 | 9 1 |
| (6) 被害者支援の推進 | 9 1 |
| (7) 鉄道事故等の原因究明と再発防止 | 9 2 |
| (8) 研究開発及び調査研究の充実 | 9 2 |
| 第3章 踏切道における交通の安全 | 9 3 |
| 第1節 踏切事故のない社会を目指して | 9 3 |
| 1 踏切事故の状況等 | 9 3 |
| (1) 踏切事故の状況 | 9 3 |
| (2) 近年の踏切事故の特徴 | 9 3 |
| 2 交通安全計画における目標 | 9 3 |
| 第2節 踏切道における交通の安全についての対策 | 9 4 |
| 1 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点 | 9 4 |
| 2 講じようとする施策 | 9 4 |
| 【第10次計画における重点施策及び新規施策】 | 9 4 |
| 【施策体系】 | 9 4 |
| 【施策の内容】 | 9 5 |
| (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 | 9 5 |
| (2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 | 9 5 |
| (3) 踏切道の統廃合の促進 | 9 6 |
| (4) その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置 | 9 6 |
| 参考資料 | 9 7 |